

騒音斉合施設の賃借人募集について

独立行政法人空港周辺整備機構公告 第4号

独立行政法人空港周辺整備機構では、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害防止等に関する法律第28条第1項の規定に基づき、国有地の一時使用を受け、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれのない施設(騒音斉合施設)を建設し、賃貸する事業を実施しています。

つきましては、次の施設賃借人を下記の条件により募集します。

平成29年7月11日

独立行政法人空港周辺整備機構
理事長 淡路 均



○施設の概要(管理番号A-68)

- (1)所在地 福岡市東区社領二丁目5-18
- (2)敷地面積 229.31㎡
- (3)施設内容 駐車場
- (4)構造 アスファルト舗装

記

1. 賃貸借の条件

- (1)当該施設は、単独の賃借人に一括賃貸する。
- (2)賃貸借期間は、平成30年3月31日までとし、以後1年毎の更新とする。
- (3)賃借人は、敷金として貸付料月額6カ月分に相当する額を預託する。
- (4)貸付料については、別途協議する。
- (5)その他、空港周辺整備機構が別途定める騒音斉合施設賃貸借契約書に記載された諸条件を満たす者であることとする。

2. 賃借人の条件

- (1)会社更生法に基づく更生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (2)民事再生法に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (3)暴力団関係者又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者でないこと。
- (4)当該賃貸施設をその設置の目的に応じて経営する能力を有すること。
- (5)当該賃貸施設貸付料の支払いが確実であること。
- (6)当該賃貸施設を自ら使用するものであること。
- (7)当該賃貸施設を使用人等の居住の用に供しないこと。

(8)業種、業態については、国有財産法に抵触しないものであること、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業に該当しないものであることとし、及び次の条件を満たすものであれば特に限定しない。

①地元の活性化に寄与するものであること。

②地元の既存業種と競合する恐れが少ないものであること。

3. 申込み方法

別途申込書（添付書類含む）により直接持参すること。

※申込用紙は、独立行政法人空港周辺整備機構に用意しています。

※添付書類は申込書に記載しています。

4. 受付時間及び受付期限

受付時間 午前10時から午後5時まで

受付期限 平成29年7月31日まで（土日祝日を除く）

5. 問い合わせ先

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目17-5 ARKビル9階

独立行政法人 空港周辺整備機構 地域振興課

電話番号 092-472-4595

【福岡市東区社領二丁目】付近図、配置図

